

医療情報取得加算に関する事項

当院はオンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用を推奨しております。

当院が患者様からお預かりした、受診歴・薬剤情報・特定健診情報・その他必要な診療情報は、適切に管理・活用して診察をいたします。

なお、2024年6月1日より、医療情報取得加算として診療報酬点数を算定いたします。

初診時 (月に1回)	マイナ保険証利用あり	1点
	マイナ保険証利用なし	3点
再診時 (3ヶ月に1回)	マイナ保険証利用あり	1点
	マイナ保険証利用なし	2点

■上記にかかわらず他の保険医療機関からの紹介状をお持ちの方は、診療報酬点数が1点となります。

■健康保険証でもこれまでどおり受診可能ですが12月2日より現行の保険証は発行されなくなります。

■マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。